



結婚 新生活を 応援

新婚世帯にかかる
費用の一部を補助します！

対象世帯

- ☐ 申請年度の4月1日～3月31日の間に婚姻した世帯
- ☐ 婚姻日時時点で夫婦ともに39歳以下でかつ世帯所得500万円未満の世帯

対象となる費用

- ☐ 住宅の取得費用
 - ☐ 住宅のリフォーム費用
 - ☐ 住宅の賃借費用
 - ☐ 引っ越し費用 など
- ※申請年度の4月1日～3月31日の間に支払った経費

補助額

- ☐ 夫婦ともに29歳以下 ▶ **60**万円
(上限)
- ☐ 上記以外で夫婦ともに39歳以下 ▶ **30**万円
(上限)



▲詳細はこちら
(町ホームページ)